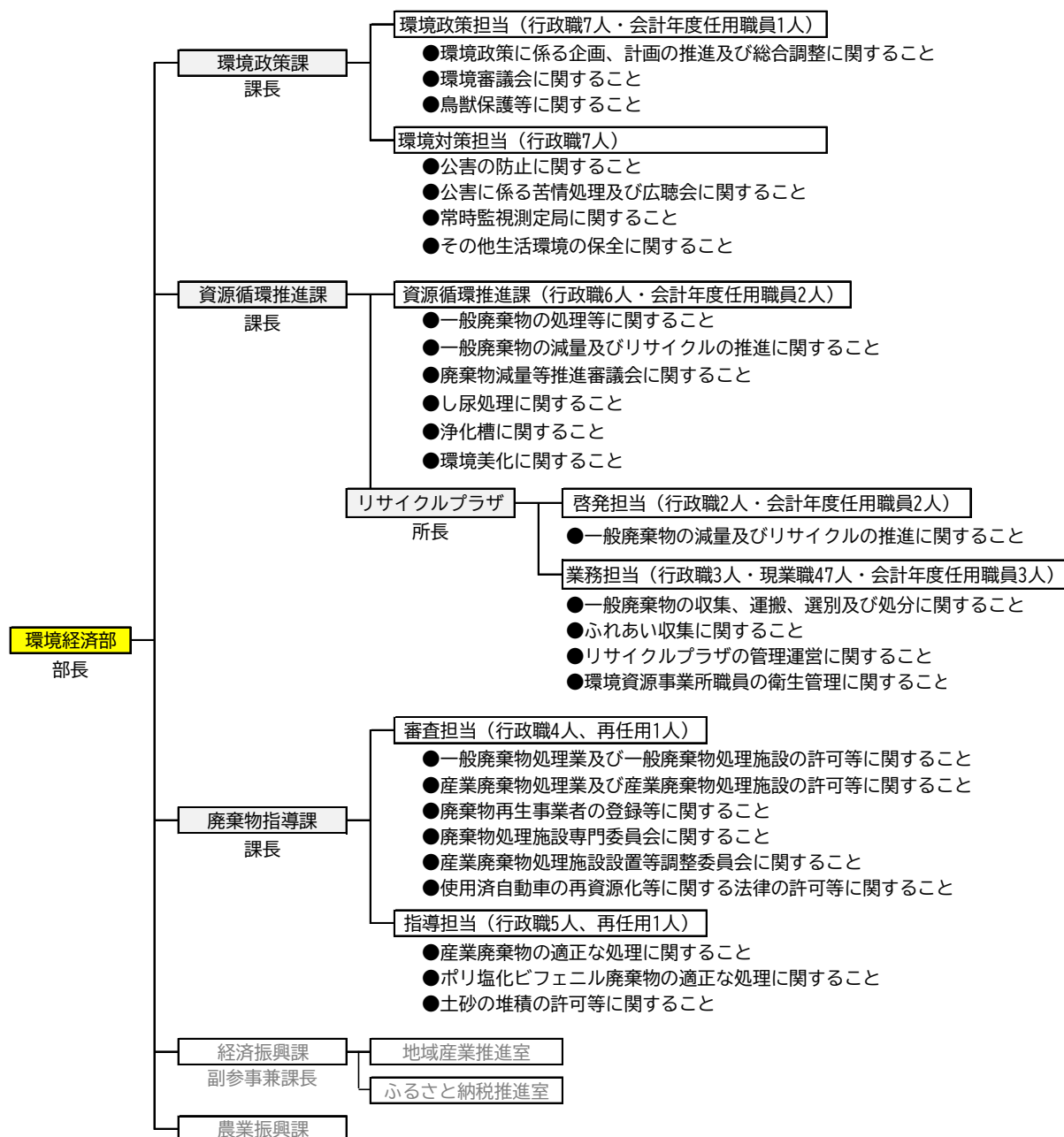


第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図（令和6年4月1日現在）



1-2 附属機関（審議会等）

（ア）環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第 25 条に基づき、設置されています。

大 熊 正 行	越谷商工会議所 常議員
関 根 隆 裕	東京電力パワーグリッド(株)川口支社 越谷事務所長
大 野 聡 史	一般社団法人 越谷青年会議所 50 代理事長
島 村 稔	越谷市農業団体連合会 副会長
◎小 松 登志子	埼玉大学 名誉教授
船 山 智 代	文教大学 教育学部 化学研究室 教授
○浜 本 光 紹	獨協大学 経済学部 教授
永 島 達 也	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 主席研究員
嶋 田 知 英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
三 澤 善 道	特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト 代表
石 井 秀 夫	埼玉県生態系保護協会 越谷支部長
星 野 智 子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事
九津見 和 正	公募市民
田 村 清 一	公募市民
小 松 幸 彦	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和 6 年 7 月 1 日現在）

（イ）廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 7 条に基づき、設置されています。

松 永 佳世子	公募市民
須 田 勲	公募市民
増 澤 一 朗	公募市民
富 沢 二三子	公募市民
○浅 見 昭 一	越谷市自治会連合会 理事
内 田 泰 代	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
中 山 宏 昭	埼玉県環境部資源循環推進課
◎浅 井 勇一郎	獨協大学 経済学部 国際環境経済学科 特任助手
長 森 正 尚	埼玉県環境科学国際センター資源循環・廃棄物担当部長
足 立 夏 子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
草 場 澄 江	特定非営利活動法人 埼玉フードパントリーネットワーク 理事長
並 木 潤 太	越谷商工会議所 工業部会 副部会長
公 文 正 人	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 アドバイザー
中 田 広 一	公益財団法人古紙再生促進センター業務部長
嘉 指 久美子	越谷市環境事業協同組合

◎：会長 ○：副会長 （令和 6 年 3 月 31 日現在）

(ウ)廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 17 条の 2 の規定に基づき、設置されています。

荒 井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
河 村 清 史	(元) 埼玉大学大学院 理工学研究科教授
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
藤 吉 秀 昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(エ)産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 23 条の規定に基づき、設置されています。

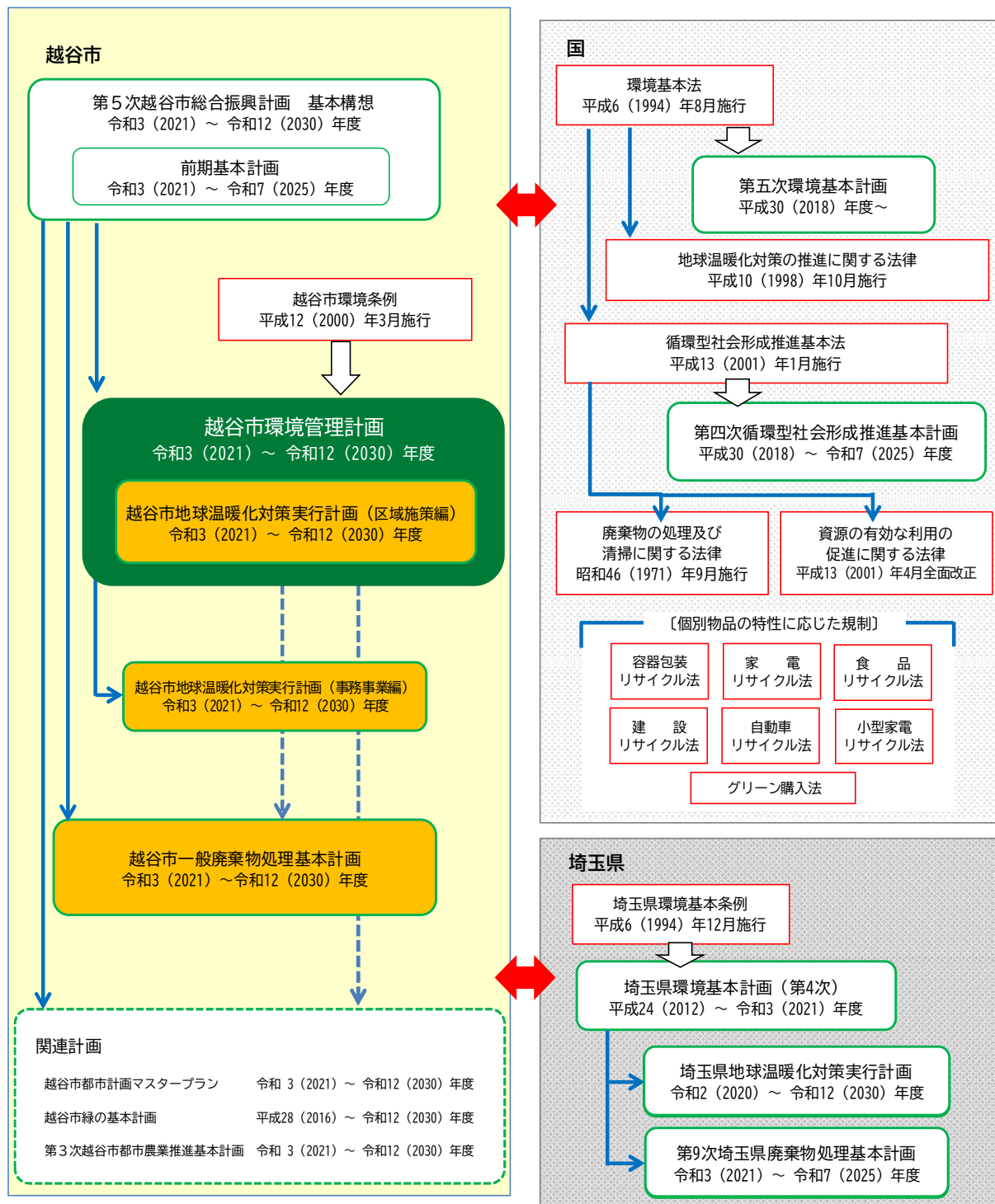
江 原 智	江原総合法律事務所 弁護士
篠 崎 淳	篠崎法律事務所 弁護士
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け

※令和6年度現在



2-2 主要な計画の概要

(ア) 越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。

環境に関する状況や課題を地域レベルから世界レベルまでの確に把握し、SDGs の考え方を取り入れるとともに、世界・国・県の計画や方向性、本市の関連計画との整合性を踏まえながら、今後の本市の環境施策を総合的・体系的に推進するため、令和3年4月に改定を行い、令和3年度～令和12年度までを計画期間としています。

○越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。令和3年4月に策定しました令和3～令和12年度までを計画期間とした越谷市環境管理計画の中に含む形で新たに策定しています。

○環境施策の展開方向

市の望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、施策を展開していきます。

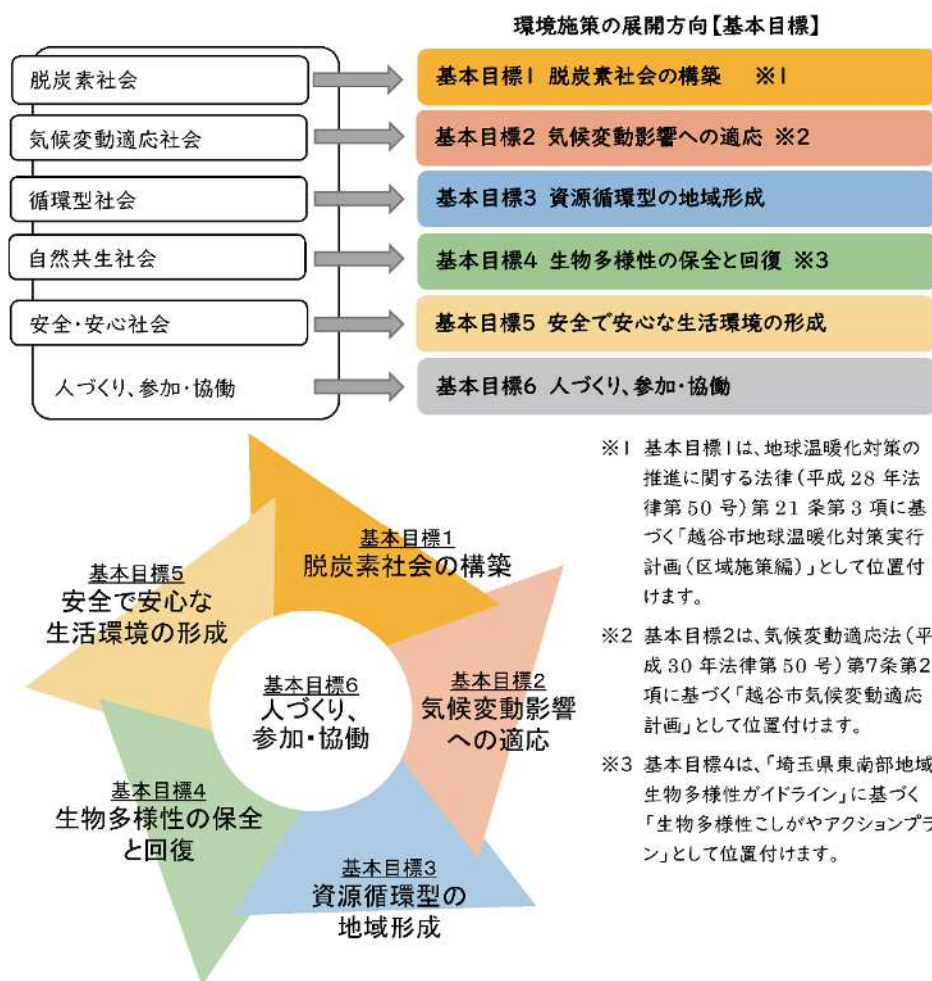


図 6つの基本目標と環境施策の連動イメージ図

○基本目標ごとの取り組みの方向性

基本目標1 脱炭素社会の構築

- 1-1 エネルギーの効率的な利用
- 1-2 再生可能エネルギーの導入拡大
- 1-3 再生可能エネルギー電力への転換
- 1-4 二酸化炭素吸収源の拡大
- 1-5 都市基盤と交通ネットワークの形成
- 1-6 ごみの発生抑制の推進
- 1-7 革新的な取組の探求

基本目標2 気候変動影響への適応

- 2-1 気候変動適応の理解促進
- 2-2 気候変動適応の推進に係る市内連携の構築
- 2-3 気候変動に対する適応力の向上

基本目標3 資源循環型の地域形成

- 3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進
- 3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進
- 3-3 新たなごみ収集・処理システムの構築
- 3-4 産業廃棄物対策の推進
- 3-5 農産物や食品等の地域内循環の推進

基本目標4 生物多様性の保全と回復

- 4-1 生きものの減少防止と回復
- 4-2 生息環境の維持と回復
- 4-3 生きものが暮らす環境の保全
- 4-4 グリーンインフラの整備と活用
- 4-5 生物多様性の普及の推進

基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

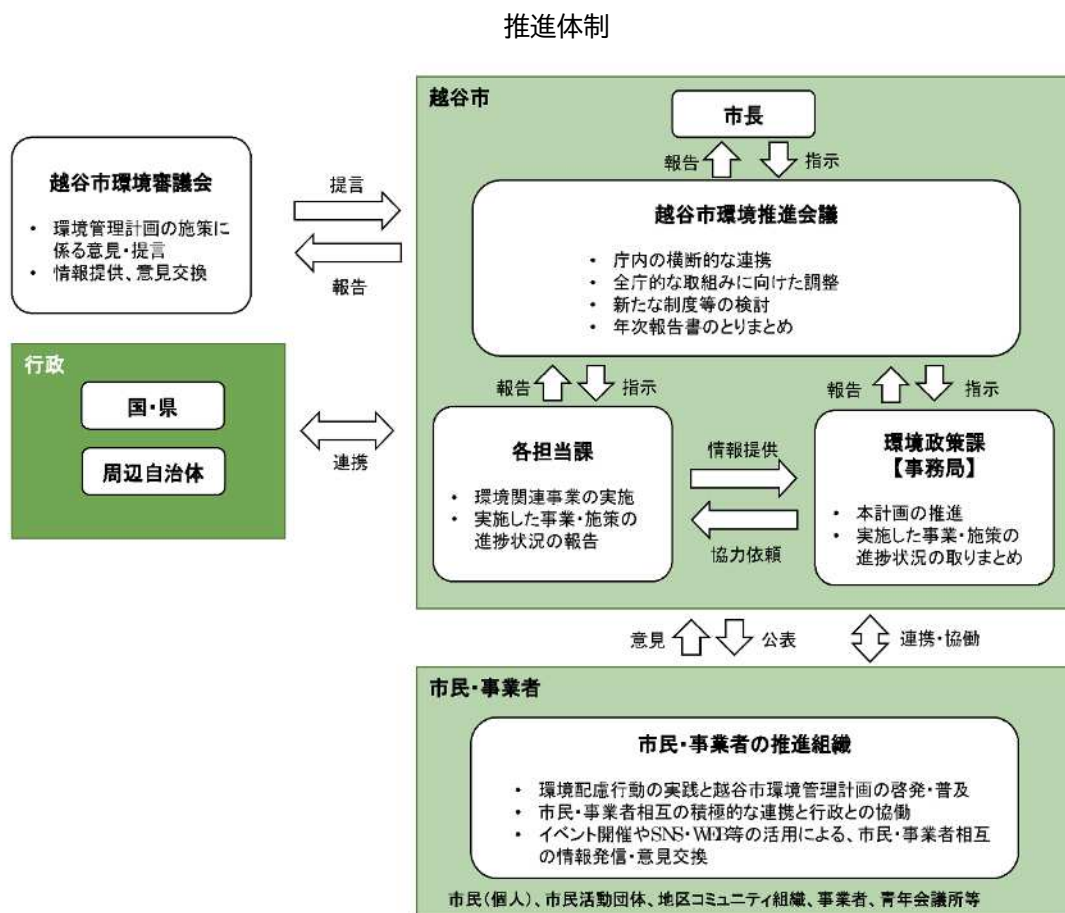
- 5-1 生活環境の保全
- 5-2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全
- 5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

基本目標6 人づくり、参加・協働

- 6-1 環境・SDGs 教育の推進
- 6-2 環境・SDGs 活動の推進
- 6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

○推進体制

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織（市民活動団体、地区コミュニティ組織、青年会議所等）との協働により取組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。



（イ）越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る計画「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も令和3年12月に策定し、令和12年度までを計画期間としています。

（ウ）一般廃棄物処理基本計画

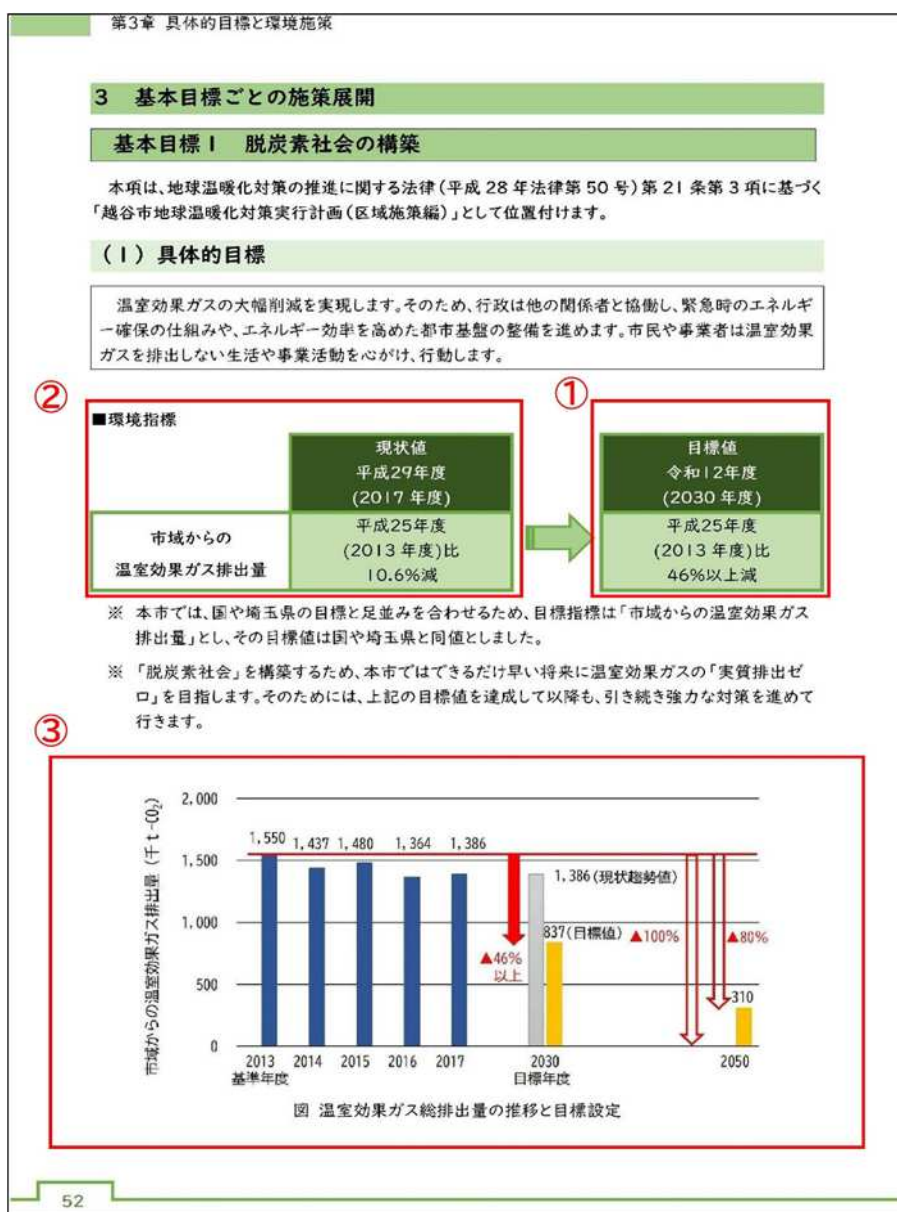
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

なお、令和3年3月に改定し、令和12年度までを計画期間としています。

2-3 温室効果ガス排出量の削減目標の改定について

越谷市環境管理計画の温室効果ガス排出量の削減目標については、国や県の目標と足並みを合わせるため、国や埼玉県と同値である「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減」に合わせて設定していました。しかし令和3年10月、国の削減目標が「46%削減」に見直されました。また、埼玉県においても、令和4年度中に「46%削減」に見直しをすることが示されました。本市においても、ゼロカーボンシティ実現に向け、率先的に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すため、令和5年2月、現行の「26%削減」から「46%以上削減」への改定を行いました。また、指標に利用している埼玉県の算定方法についても見直しがあったため、環境指標の現状値を「8.6%減」から「10.6%減」へ変更しました。

改定後の越谷市環境管理計画 52 ページ



※①国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度基準で、2030年度時点で26%削減から46%削減に見直されたため、環境指標の目標値を「26%減」から「46%以上減」へ変更。

②指標に利用している埼玉県の算定方法が、令和4年3月に実績値を含め見直されたため、環境指標の現状値を「8.6%減」から「10.6%減」へ変更。

③上記①と②に合わせ、図についても修正。